

Ⅲ 許可後に必要な手続 (変更届・廃業届等)

許可について

許可の有効期間は5年間です。引き続き、建設業を営もうとする場合は、許可の満了する日の30日前までに更新の申請をしなければなりません。

変更届について

申請事項に変更があった場合には、その都度、変更届を提出しなければなりません（P70～75を参照してください）。

なお、変更事項ごとに、届け出るべき期間が定められています。各種変更届の提出が遅れた場合は、法に基づく罰則がありますので御注意ください。

廃業届について

法第12条に記載された事項に該当するときは、法で定められた期限内に廃業届の提出が必要です。（一部廃業届についてはP75・89、全部廃業届についてはP93を参照）

標識の掲示について

建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに標識を掲示しなければなりません。（P94「4 標識の掲示」を参照）

変更届、廃業届の提出部数

正本・副本・電算入力用紙 各1部

※電算入力用紙とは、受付後の入力担当者による入力作業用のコピーを指し、以下が該当します。

<入力事項の記入該当事項（口カラムに書き込む事項）があった場合のみ提出>

- ・変更届出書（様式第二十二号の二第一面・第二面）の写し
- ・経營業務の管理責任者証明書（様式第七号）の写し
- ・専任技術者証明書（様式第八号）の写し
- ・届出書（様式第二十二号の三）の写し
- ・廃業届（様式第二十二号の四）の写し
- ・健康保険・厚生年金・雇用保険の加入を証明する資料（様式二十号の三）の写し

1 変更届、廃業届の提出 ——法第11条、第12条——

許可後、No.1～15に該当する変更事項等があった場合は、変更・廃業届出書を速やかに提出してください。提出がない場合、罰則規定（建設業法第50条等）があります。

必要な届出のない状態では更新、追加、般・特新規申請は受付できません。

提出に当たっては、必要な書類（添付書類・確認資料等）がそろっているか、確認願います。

《留意事項》

1. 添付書類及び確認資料で発行日のあるものは、発行日から3か月以内のものを提出してください。（納税証明書、閉鎖謄本は除く）
2. 前回申請書から届出者印を変更しており、かつ直近の届出において『印鑑証明書』を未提出の場合には、その提出が必要となります。（ただし、商号の変更（No.12）の場合は必ず添付してください）
3. 直近の申請・届出で法人番号が未確認の場合、提示資料として法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイト（<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）での検索画面コピーが必要。
※変更事項が「No.1 決算報告」のみの場合は不要
4. 各確認資料は、一般的なケースで最低限必要とされるものです。提出された資料で確認ができない場合は、更に他の確認資料が必要となります。
5. (2)の届出事項が複数ある場合でも、**様式22号の2は1枚に記入が可能で、他の様式についても1冊にまとめていただけます。**必要書類のまとめ方・とじ方についてはP76～77を参照してください。

《商業登記に関する証明書に関する注意事項》

商号、所在地や資本金の変更日・取締役の就退任や就任期間など、届け出る変更事項に係る内容が記載された登記事項証明書（履歴事項証明書、閉鎖事項証明書またはその両方）をご用意ください。

【例】役員（持分会社の業務執行社員、株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役又は法人格のある各種の組合等の理事等をいう）辞任・退任の場合、当該役員の氏名及び辞任・退任の日付が記載されているかを確認してください。

※変更事項のみの確認のため、原則として履歴（閉鎖）事項**一部**証明書でお願いします。（新規申請等では、履歴（閉鎖）事項**全部**証明書）

※登記対象外の事項（顧問・相談役等）の変更については、登記事項証明書の提出は不要です。

※インターネット「登記情報サービス」の登記情報を印刷したものは、認証文、公印等が付加されていないので不可とします。

(1) 決算報告書（決算変更届）

※**事業年度終了後4カ月以内**に届出の提出が必要です。

No.1 決算変更届（決算報告書） 2 番窓口

■本冊

とじ順	ページ	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者		入力用紙	参考
				法人	個人		
1	□	別紙8	①変更届出書（決算報告用）	◎	◎	—	P78
2	□	2号	②工事経歴書	◎	◎	—	P26
3	□	3号	③直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎	—	P28
4	□	15～17号の3	④財務諸表（法人用） ※注記表は該当しない項目であっても削除不可。株式譲渡制限会社の場合で、記載が必要な項目に該当がない場合には「該当なし」と記載すること	◎	—	—	P30～32
5	□	18～19号	⑤財務諸表（個人用）	—	◎	—	P33
6	□		⑥事業報告書	△	—	—	—
7	□	4号	⑦使用人数	△	△	—	P29
8	□		⑧定款（または変更の議事録）	△	—	—	—
9	□	20号の3	⑨健康保険等の加入状況	△	△	—	P35

■別とじ

1	□		⑪別とじ表紙	◎	◎	—	P22
2	□		⑫納税証明書（下表参照）	◎	◎	—	以下

届出者		証明書の種類	発行機関	備 考			
法人		法人事業税 納税（課税）証明書	都税事務所	「法人事業税」について必要			
個人	事業税の課税有	個人事業税 納税（課税）証明書 （※都税事務所と税務署の年度表記は異なる） （例）令和元年度の決算変更届を提出する場合、 都税事務所 → 「令和2年度」 税務署 → 「令和元年分」のものが必要。	都税事務所	納税証明書の発行後に変更届出をしてください。 8月半ばまでに提出する場合は申告所得税の「納税証明書（その2）」（摘要欄に「事業所得金額」の記載があるもの）を添付。			
	事業税非課税	申告所得税の納税証明書（その2）	税務署	摘要欄に「事業所得金額」の記載があるもの			

■確認資料・添付資料

1	□	20号の3関係	健康保険・厚生年金保険・雇用保険番号の確認資料	※変更時・提示のみ	△	△	—	P53
---	---	---------	-------------------------	-----------	---	---	---	-----

(2) 変更届

- ※**入力用紙**に◎・△がついた様式は、電算入力用紙として、正本・副本以外にコピーを1部添付してください。
 ※経営管理責任者・専任技術者・令3条の使用人（支配人除く）に係る変更については、**変更後2週間以内**、
 その他の変更事項及び一部廃業については、**変更後30日以内**に届出の提出が必要です。

(記号について)

- ◎印……………必ず提出する書類（一部提示のみ）
 △印……………必要に応じて提出する書類（それぞれの※や（注）を参照）

(受付窓口) 同一申請者で、1番窓口で審査する届出事項がある場合は、2番窓口で審査する届出事項を含んでも、全て1番窓口でまとめて届出可能。(例えば、決算報告および代表者の変更と同時に経営管理責任者の変更をする場合、すべてまとめて1番窓口で審査します)

No. 2 商号（個人の場合は氏名または登記済みの屋号）の変更 2番窓口

■本冊

とじ順	ページ	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者		入力用紙	参考
				法人	個人		
1	□	22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）	◎	◎	◎	P80

■別とじ

1	□		②別とじ表紙 ※個人の場合は屋号登記をしている時のみ	◎	△	—	P22
2	□		③商業登記に関する証明書 ※個人の場合は屋号登記をしている時のみ	◎	△	—	P70 注

■確認資料・添付資料

1	□	22号の2関係	④印鑑証明書 ※印を変えない場合も提出が必要	◎	◎	—	—
2	□		⑤閉鎖事項証明書 ※履歴事項証明書上で商号等の変更日が確認できない場合に追加が必要	△	△	—	P70 注
3	□		⑥個人で屋号登記をしていない場合は、氏名改姓の確認できる書類 ※代表者・経営・専技が同一人である場合は改姓（No. 12）の届出も必要	—	△	—	P74 No. 12参照

No. 3 従たる営業所の名称の変更 2番窓口

■本冊

とじ順	ページ	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者		入力用紙	参考
				法人	個人		
1	□	22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）	◎	◎	◎	P80
2	□	22号の2(2面)	②変更届出書（第二面） ※「（旧名の）営業所の廃止」と「（新名の）営業所の新設」という取扱いとなるため、この様式は2枚作成する必要がある（No. 5、6を参照）	◎	◎	◎	P81～82
3	□	11号	③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	◎	◎	—	P29

No. 4 営業所の所在地・電話番号・郵便番号の変更 2番窓口 ※事実上ではなく登記上の所在地の変更である場合でも変更届の提出が必要

■本冊

とじ順	ページ	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者		入力用紙	参考
				法人	個人		
1	□	22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）	◎	◎	◎	P80
2	□	22号の2(2面)	②変更届出書（第二面） ※主たる営業所に係る変更のみの場合は不要	△	△	△	P81

■別とじ

1	□		③別とじ表紙 ※④を提出する場合に必要	△	△	—	P22
2	□		④商業登記に関する証明書 ※支店登記されていない従たる営業所の事実上の所在地変更の場合は不要 主たる営業所の所在地変更である場合は、登記上・事実上の変更どちらの場合でも必要 ※個人の場合は屋号及び本店・支店の所在地を登記している場合のみ必要	△	△	—	P70 注

■確認資料・添付資料

1	□		⑤住民票 ※個人の場合に必要	—	◎	—	P51
1	□		⑥営業所の確認資料 ※既に届出済みの事実上の住所に登記上の住所を一致させる場合は不要	◎	◎	—	P51～52
2	□		⑦閉鎖事項証明書 ※登記上の住所の変更の場合、履歴事項証明書上で（本店または支店の）住所の変更日が確認できない場合に追加が必要	△	△	—	P70 注
3	□		⑧郵便番号・電話番号・FAX番号のわかる資料 ※提示のみ ※既に届出済みの事実上の住所に登記上の住所を一致させる場合は不要	◎	◎	—	P52

No. 5 従たる営業所の新設
※No. 11（令3条使用人）とNo. 14（営業所専任技術者）の変更届も必要 **1 番窓口**

■本冊

と じ 順	チ ェ ッ ク	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者		入 力 用 紙	参 考
				法人	個人		
1	<input type="checkbox"/>	22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）	◎	◎	◎	P80
2	<input type="checkbox"/>	22号の2(2面)	②変更届出書（第二面） ※項番81は「3」を記入すること	◎	◎	◎	P81

■別とじ

1	<input type="checkbox"/>		③別とじ表紙 ※④を提出する場合に必要	△	△	—	P22
2	<input type="checkbox"/>		④商業登記に関する証明書 ※従たる営業所が、支店登記のない事実上の所在地である場合は不要	△	△	—	P70 注

■確認資料・添付資料

1	<input type="checkbox"/>		⑤営業所の確認資料	◎	◎	—	P51～52
2	<input type="checkbox"/>		⑥閉鎖事項証明書 ※履歴事項証明書で新設した支店の住所登記日が確認できない場合に必要	△	△	—	P70 注
3	<input type="checkbox"/>		⑦郵便番号・電話番号・FAX番号のわかる資料 ※提示のみ	◎	◎	—	P52

No. 6 従たる営業所の廃止 ※No. 14（営業所専任技術者）に関する変更届も必要 **1 番窓口**

■本冊

と じ 順	チ ェ ッ ク	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者		入 力 用 紙	参 考
				法人	個人		
1	<input type="checkbox"/>	22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）	◎	◎	◎	P80
2	<input type="checkbox"/>	22号の2(2面)	②変更届出書（第二面） ※項番81は「4」を記入すること	◎	◎	◎	P82
3	<input type="checkbox"/>	11号	③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 ※全ての従たる営業所が廃止され、主たる営業所のみが残る場合は不要	△	△	—	P29

No. 7 従たる営業所の業種追加
※No. 14 専任技術者の追加または変更に関する変更届も必要
※未許可の業種を追加する場合は「業種追加申請」となるためP16～17を参照 **1 番窓口**

■本冊

と じ 順	チ ェ ッ ク	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者		入 力 用 紙	参 考
				法人	個人		
1	<input type="checkbox"/>	22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）	◎	◎	◎	P80
2	<input type="checkbox"/>	22号の2(2面)	②変更届出書（第二面） ※項番81は「2」を記入すること	◎	◎	◎	P83

No. 8 従たる営業所の業種廃止
※No. 14 専任技術者の削除または変更に関する変更届も必要
※その業種の許可自体を廃止する場合はNo. 14の「本冊その2（一部廃業）」も必要 **1 番窓口**

■本冊

と じ 順	チ ェ ッ ク	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者		入 力 用 紙	参 考
				法人	個人		
1	<input type="checkbox"/>	22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）	◎	◎	◎	P80
2	<input type="checkbox"/>	22号の2(2面)	②変更届出書（第二面） ※項番81は「2」を記入すること	◎	◎	◎	P83

No. 9 資本金の変更（法人のみ） **2 番窓口**

■本冊

と じ 順	チ ェ ッ ク	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者		入 力 用 紙	参 考
				法人	個人		
1	<input type="checkbox"/>	22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）	◎	—	◎	P80

■別とじ

1	<input type="checkbox"/>		②別とじ表紙	◎	—	—	P22
2	<input type="checkbox"/>	14号	③株主調書	◎	—	—	P43
3	<input type="checkbox"/>		④商業登記に関する証明書	◎	—	—	P70 注

■確認資料・添付資料

1	<input type="checkbox"/>		⑤閉鎖事項証明書 ※履歴事項証明書上で資本金の変更日が確認できない場合に追加が必要	△	—	—	P70 注
---	--------------------------	--	--	---	---	---	-------

No. 10-1 役員等の就任（法人のみ）
 （注）執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長の変更、代表取締役の住所変更については届出不要。
 協同組合等の場合は、役員名簿（東京都産業労働局の受付印のあるもの）の写しが必要。

2 番窓口

■本冊

と じ 順	ア シ ン ク	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者		入 力 用 紙	参 考
				法人	個人		
1	<input type="checkbox"/>	22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）	◎	—	—	P80
2	<input type="checkbox"/>	別紙1	②役員等の一覧表 ※⑩の「役員等氏名一覧表」とは別の様式であるため混同に注意	◎	—	—	P24
3	<input type="checkbox"/>	6号	③誓約書	◎	—	—	P29

■別とじ

1	<input type="checkbox"/>		④別とじ表紙	◎	—	—	P22
2	<input type="checkbox"/>	12号	⑤許可申請者の住所、生年月日等に関する調書 ※新規就任者のみについて必要。ただし未成年の場合は法定代理人についても必要。また、役員以外（5%以上の株保有個人株主・顧問・相談役等）については個人印の押印不要	◎	—	—	P42
3	<input type="checkbox"/>		⑥商業登記に関する証明書	◎	—	—	P70 注

■確認資料・添付資料

1	<input type="checkbox"/>		⑦新規就任した全役員（5%以上の株保有個人株主・顧問・相談役等以外の登記された役員）について、以下の2つが必要 ア「登記されていないことの証明書」または「医師の診断書」 イ「身分証明書」	◎	—	—	P44～46
2	<input type="checkbox"/>		⑧閉鎖事項証明書 ※履歴事項証明書上で新規就任日が確認できない場合に追加が必要	△	—	—	P70 注
3	<input type="checkbox"/>		⑩役員等氏名一覧表 ※②とは別様式。新規就任者についてのみ記入する	◎	—	—	P54

No. 10-2 役員等の辞任・退任・削除（法人のみ）
※経營業務の管理責任者・専任技術者である場合、No. 13、14の変更届も必要
 （注）「退任」とは、株式会社において、任期満了に伴い取締役から外れること。会社法の施行により、取締役の任期は原則として2年であるが、公開会社ではない株式会社（株式譲渡制限会社など）については、定款で定めることにより最長10年まで延ばすことが可能。また、委員会設置会社の取締役の任期は原則1年。

2 番窓口

■本冊

と じ 順	ア シ ン ク	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者		入 力 用 紙	参 考
				法人	個人		
1	<input type="checkbox"/>	22号の2(1面)	①変更届出書（第一面） ※役員交代は、就任と退任で1行ずつ記載する	◎	—	—	P80
2	<input type="checkbox"/>	別紙1	②役員等の一覧表	◎	—	—	P24

■別とじ

1	<input type="checkbox"/>		③別とじ表紙	◎	—	—	P22
2	<input type="checkbox"/>		④商業登記に関する証明書 ※削除が役員以外（5%以上の株保有個人株主・顧問・相談役等）のみの場合は不要	◎	—	—	P70 注

■確認資料・添付資料

1	<input type="checkbox"/>		⑤閉鎖事項証明書 ※履歴事項証明書上で役員辞任日が確認できない場合に追加が必要	△	—	—	P70 注
---	--------------------------	--	--	---	---	---	-------

No. 10-3 代表者の変更（法人のみ）
※役員としての就任・辞任がある場合はNo. 10-1、10-2の変更届も必要
※個人事業主の氏名改姓についてはNo. 12（氏名改姓）を参照

2 番窓口

■本冊

と じ 順	ア シ ン ク	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者		入 力 用 紙	参 考
				法人	個人		
1	<input type="checkbox"/>	22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）	◎	—	◎	P80
2	<input type="checkbox"/>	別紙1	②役員等の一覧表	◎	—	—	P24

■別とじ

1	<input type="checkbox"/>		③別とじ表紙	◎	—	—	P22
2	<input type="checkbox"/>		④商業登記に関する証明書	◎	—	—	P70 注

■確認資料・添付資料

1	<input type="checkbox"/>		⑤閉鎖事項証明書 ※履歴事項証明書上で代表者の変更日が確認できない場合に追加が必要	△	—	—	P70 注
---	--------------------------	--	--	---	---	---	-------

No. 11 令3条の使用人（支配人を含む）の新任・変更・削除 ※従たる営業所の新設等の場合はNo. 5～8の変更届が必要	1 番 窓 口
---	----------------

■本冊

と じ 順	ア シ ェ ツ ク	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者		入 力 用 紙	参 考
				法人	個人		
1	<input type="checkbox"/>	22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）	◎	◎	—	P80、83⑦
2	<input type="checkbox"/>	6号	②誓約書 ※削除の場合は不要	◎	◎	—	P29
3	<input type="checkbox"/>	11号	③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 ※従たる営業所の廃止に伴い主たる営業所のみになる場合は不要	◎	◎	—	P29

■別とじ

1	<input type="checkbox"/>		④別とじ表紙	◎	◎	—	P22
2	<input type="checkbox"/>	13号	⑤建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 ※削除の場合は不要	◎	◎	—	P43
3	<input type="checkbox"/>		⑥商業登記に関する証明書 ※支配人を登記した場合に必要。法人の場合はその者を令3条使用人とする場合にのみ必要	△	◎	—	P70 注

■確認資料・添付資料

1	<input type="checkbox"/>		⑦新規就任した令3条の使用人について、以下の2つが必要 ア「登記されていないことの証明書」または「医師の診断書」 イ「身分証明書」	◎	◎	—	P44～46
2	<input type="checkbox"/>		⑧前任者（変更時に必要。No. 13経管交代に準じる）及び新任者の確認資料	◎	◎	—	P50、85下
3	<input type="checkbox"/>		⑨閉鎖事項証明書 ※履歴事項証明書で支配人の追加日が確認できない場合に追加が必要	△	△	—	P70 注
4	<input type="checkbox"/>		⑩役員等氏名一覧表 ※新規就任者についてのみ必要	◎	◎	—	P54

No. 12 氏名改姓（代表者・役員・経営者・専技者）	経管・専技：1 番 窓 口 役員・代表：2 番 窓 口
------------------------------------	--

■本冊

と じ 順	ア シ ェ ツ ク	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者		入 力 用 紙	参 考
				法人	個人		
1	<input type="checkbox"/>	22号の2(1面)	①変更届出書（第一面） ※入力用紙は対象者が代表者の場合のみ必要	◎	◎	△	P80
2	<input type="checkbox"/>	別紙1	②役員等の一覧表 ※対象者が専任技術者である場合は不要	△	△	—	P24
3	<input type="checkbox"/>	別紙4	③専任技術者一覧表 ※対象者が専任技術者である場合に必要	△	△	—	P25

■別とじ

1	<input type="checkbox"/>		④別とじ表紙	◎	◎	—	P22
2	<input type="checkbox"/>	7号	⑤経營業務の管理責任者証明書 ※対象者が経営管理責任者の場合に必要	△	△	△	P84
3	<input type="checkbox"/>	8号	⑥専任技術者証明書 ※対象者が専任技術者の場合に2枚必要（P91例⑦）	△	△	△	P86 P87①② P91⑦
4	<input type="checkbox"/>		⑦商業登記に関する証明書 ※氏名改姓が登記事項証明書で確認できる場合（代表者・役員等）	△	△	—	P70 注

■確認資料・添付資料

1	<input type="checkbox"/>		⑧閉鎖事項証明書 ※履歴事項証明書上で改姓が確認できない場合に必要	△	△	—	P70 注
2	<input type="checkbox"/>		⑨住民票等の氏名改姓の確認できる公的資料 ※改姓者の改姓が登記事項証明書では確認できない場合にも必要	△	◎	—	—

No. 13 経營業務の管理責任者の変更 ※役員の変更等を伴う場合はNo. 10も必要	1 番 窓 口
--	----------------

■本冊

と じ 順	ア シ ェ ツ ク	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者		入 力 用 紙	参 考
				法人	個人		
1	<input type="checkbox"/>	22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）	◎	◎	◎	P80
2	<input type="checkbox"/>	別紙1	②役員等の一覧表	◎	◎	—	P24

■別とじ

1	<input type="checkbox"/>		③別とじ表紙	◎	◎	—	P22
2	<input type="checkbox"/>	7号	④経營業務の管理責任者証明書	◎	◎	◎	P84
3	<input type="checkbox"/>	7号別紙	⑤経營業務の管理責任者の略歴書	◎	◎	—	P37
4	<input type="checkbox"/>	22号の3	⑥届出書 ※削除時のみ必要	△	△	△	P90

■確認資料・添付資料

1	<input type="checkbox"/>		⑦前任者及び新任者の確認資料 ※P85は下の「変更前の者」まで要確認	◎	◎	—	P85
2	<input type="checkbox"/>		⑧商業登記に関する証明書 ※交代日における継続性確認のために必要	◎	—	—	P70 注

No. 14 専任技術者の追加・変更・削除
 ※同一人の場合でも、変更前を「前任者」、変更後を「後任者」として届出が必要
 ※許可業種の一部廃業を伴う場合は「本冊その2」も作成すること
 ※従たる営業所の新設、業種の追加・廃止等を伴う場合は、No. 5～8の変更届も必要

1 番窓口

■本冊その1 ※許可業種の一部廃業を伴う場合は「その2」も必要

とじ順	ページ	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者		入力 用紙	参考
				法人	個人		
1	□	22号の2(1面)	①変更届出書(第一面)	◎	◎	◎	P80
2	□	別紙4	②専任技術者一覧表	◎	◎	—	P25

■別とじ

1	□		③別とじ表紙	◎	◎	—	P22
2	□	8号	④専任技術者証明書 ※交代パターンによって必要な枚数・書き方が変わるためP91も参照	◎	◎	◎	P86～88 P91
3	□	8号～10号 関係	⑤技術者の要件を証する書類(下記ア～オのうち、該当するものを添付) ア 修業(卒業)証明書および実務経験証明書 イ 資格認定証明書の写し(原本提示) および実務経験を要する資格である場合は実務経験証明書も必要 ウ 実務経験証明書 エ 指導監督的実務経験証明書(指定建設業以外の特定建設業の場合) オ 監理技術者資格者証の写し(原本提示)	◎	◎	—	P10 P56～61 P66 P40 P41 P49
4	□	22号の3	⑥届出書 ※後任者がいない場合の削除時にのみ必要(P91参照) この場合、必ず一部廃業を伴うため「本冊その2」が必要 また、届け出た技術者について④⑤の確認資料の提出は不要	△	△	△	P90 P91⑩

■確認資料・添付資料

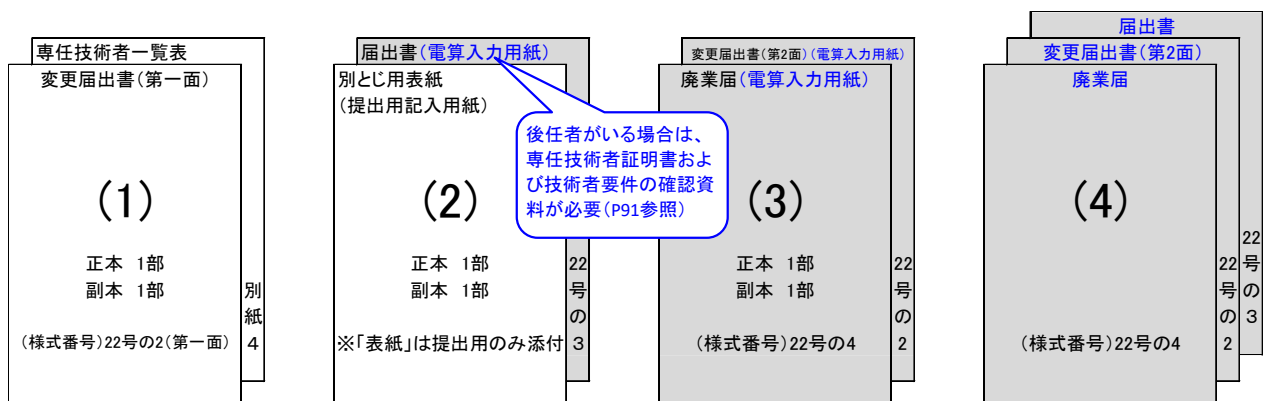
1	□		⑦前任者及び新任者の確認資料 ※P92は下の「変更前の者」まで要確認 ※ただし、同一人の有資格区分・担当業種を変更する場合は不要 (この場合でも、技術者要件を実務経験によって証明する際には⑧が必要)	◎	◎	—	P92
2	□		⑧新任者の技術者要件の確認資料 ※資格証明書等は「別とじ」⑤へ添付、請求書写し等はこちらに添付する	◎	◎	—	P92

■本冊その2 ※許可業種の一部廃業を伴わない場合は、こちらは不要

とじ順	ページ	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者		入力 用紙	参考
				法人	個人		
1	□	22号の4	⑨廃業届	◎	◎	◎	P89
2	□	22号の2(2面)	⑩変更届出書(第二面)	◎	◎	◎	P89

■専任技術者の削除を伴う一部廃業届のとじ方例について

一部廃業届は、廃業届と変更届出書(第二面)のみからなります。専任技術者に関する変更届出書(本冊その1)とあわせて、一部廃業届(本冊その2)を下図の通りにとじてください。



電算入力用紙
 (2)～(3)のコピー1部を作成し、
 電算入力用紙とします

(3) 廃業届

※廃業の事実の発生後30日以内に届け出ること。

No. 15 全部廃業届
 ※商号・所在地・代表者の変更を伴う場合、変更届の提出も必要 (No. 2、4、10-3)

2 番窓口

■本冊

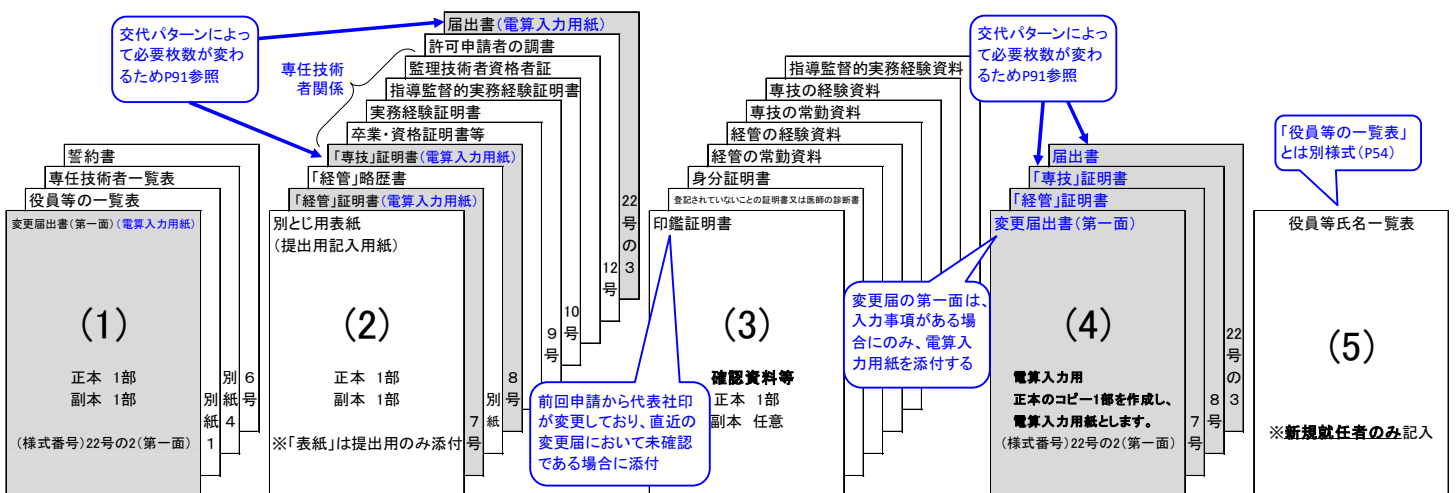
とじ順	ページ	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者		入力 用紙	参考
				法人	個人		
1	□	22号の4	①廃業届出書	◎	◎	◎	P93

- (注1) 専任技術者の要件確認の資料選択は P8、10～11、92「技術者としての要件を確認するもの」などを参照。摘要や注についてもご確認ください。
- (注2) 変更届出書(第二面)は廃止で1枚・新設で1枚の計2枚必要(「旧営業所廃止」と「新営業所追加」)
- (注3) 事実上の所在地の変更を伴わず、登記上の所在地の変更にとどまる場合でも変更届の提出が必要。
- (注4) 従たる営業所に係る変更である場合に必要。
- (注5) 従たる営業所の所在地が変更になる場合で、その住所が支店登記されている時に必要。
- (注6) 電話番号のみの変更の場合は、営業所写真等は不要(名刺など変更後番号の確認できるもの)。また、事実上の住所に登記上の住所を一致させる場合は、登記事項証明書により確認できるため追加の確認資料は不要。
- (注7) 営業所の廃止に伴い、主たる営業所のみになる場合には不要。
- (注8) 法人(個人)として新たな業種を追加する場合は P16～17 の業種追加申請を参照。
- (注9) 既にいる専任技術者が、資格証明書のみによって業種を追加する場合は不要。
- (注10) 法人(個人)として現在許可を有している業種を廃止する場合は、全部廃業又は一部廃業となるため、廃業届の提出が必要。また、専任技術者の状況により様式の記載方法が変わる。(P91 参照)
- (注11) 後任の技術者に交代した上で一部廃業(営業所の業種廃止)する場合は、様式第8号(専任技術者証明書)及びその確認資料を添付する。後任者がおらず、技術者を削除するのみの場合は様式第22号の3(届出書)(P90 参照)を添付する。
- (注12) 執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長の変更、代表取締役の住所変更については届出不要。協同組合等の場合は、役員名簿(東京都産業労働局の受付印のあるもの)の写しが必要。
- (注13) 「退任」とは、株式会社において、任期満了に伴い取締役から外れること。会社法の施行により、取締役の任期は原則として2年であるが、公開会社ではない株式会社(株式譲渡制限会社など)については、定款で定めることにより最長10年まで延ばすことが可能。また、委員会設置会社の取締役の任期は原則1年。
- (注14) 登記対象外の者(株主・顧問・相談役等)の変更については、商業登記に関する証明書は不要。
- (注15) 支配人の登記がある場合は、登記事項証明書が必要(法人の場合は、その支配人を令3条の使用人とする場合のみ)。また、個人の許可において支配人を経営責任者とする場合は、令3条の使用人の変更届ではなく経営責任者の変更届出が必要(P74No.13 参照)。
- (注16) 様式第8号の項番65が「2:有資格区分の変更(ある者の資格区分が変わる)」の場合には、変更した業種に対応する技術者要件の確認資料(資格証明書等)のみを添付してください。なお、変更前の者と変更後の者が同一人である場合は、常勤確認資料(住民票・保険証写し)は不要です。
- (注17) 氏名変更が必要な資格認定証明書がある場合には、適宜手続を行うことが必要です。氏名変更手続を行った場合、以降の申請手続等においては、改姓・改名後の資格認定証明書の写し(原本確認)を提出してください。
- (注18) 代表者・商号・営業所所在地に係る変更がある場合、廃業届の受付前にこれらに係る変更届が必要。

■複数の届出事項がある場合のとり方について

届出事項が複数ある場合、変更届は1つにまとめてとじることができます。様式第22号の2(第一面)に届出事項をまとめて記載し、下図を参考に書類をとじてください。(まとめる場合のとり方はP76を参照)

(例) 役員の就任・退任(No.10)、経営管理責任者(No.13)、専任技術者(No.14)に関する届出である場合のとり方
 なお、一部廃業届(No.14中)を同時に届け出る場合は、変更届とは別にとじてください。(P75 参照)



2 変更届記載例

(1) 決算報告の変更届出書（別紙8）

提出が遅れた決算変更届を、複数年度分をまとめて1冊にとじ込んで提出することはできません。

別紙8 (用紙A4)

変更届出書

令和 年 月 日
平成 年 月 日
令和 年 月 日

不要な方を消す

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち、最も古い許可日を記入

許可年月日

許可番号 東京都 知事 許可 一般特 第 号

法人番号

東京都 知事 殿

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印

所在地
届出者 商号又は名称
代表者氏名

不要な方を消す

事業年度（第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで）が終了したので、

資本金が1億円を超え、又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付する。

特例有限会社を除く株式会社の場合のみ提出する。

(1) (2) (3) (4) …… 必ず提出
(5) (6) (7) (8) …… 該当するものを提出
(9) (10) …… 事業年度内に変更があった場合のみ、期末の状況を提出する
(11) …… 事業年度内に、保険加入の有無に関する変更があった場合のみ、届出時点の状況を提出する

(1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書 (4) 株主資本等変動計算書及び注記表
(5) 事業報告書 (6) 附属明細表 (7) 所得税納付済額証明書 (8) 事業税納付済額証明書 (9) 使用人数
(10) 定款 (11) 健康保険等の加入状況

記載要領

1 (1)から(11)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

(注1) 決算期内に業種追加等を行った場合は、追加した業種についての工事経歴書の作成（P26）と直前3年の工事施工金額の記入（P28）も失念のないようにお願いします。

(注2) 決算変更届の提出後、内容に訂正が生じた場合は、決算訂正の変更届（P79）を提出してください。既に提出した変更届を書き換えることはできません。

【工事経歴書を訂正する場合】

・ P26の様式を使用して、新たに作成して添付してください。

【直前3年の各事業年度における工事施工金額を訂正する場合】

・ P28の様式を使用して、新たに作成して添付してください。

【財務諸表を訂正する場合】

・ 既に提出した財務諸表の、訂正しようとするページをコピーした上で、訂正する数値を見え消しで記載してください（P30～33参照）。

(2) 決算報告の変更届出書（別紙8）の訂正について

A4用紙にコピーし、1期ごとに訂正の届出を作成してください。

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印する。代理申請の場合は、訂正の届出であっても必ず職員を押印の上、委任状を添付すること。

(用紙A4)

変更届出書(別紙8)の訂正について

(令和 年 月 日)

東京都知事 殿

(許可年月日)

平成 年 月 日
令和

(許可番号)

東京都知事許可()第 号

所在地

(建設業者)商号又は名称

代表者氏名

印

事業年度(第 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの)
変更届出書の下記の書類について訂正します。

記

*該当する項目に○を付ける。

- (1) 工事経歴書
- (2) 直前3年の各事業年度における工事施工金額
- (3) 財務諸表

	訂正箇所(ページ)	枚数
貸借対照表		枚
損益計算書		枚
株主資本等変動 計算書及び注記表 (法人のみ)		枚
		計 枚

(3) 変更届出書 (第一面)

① 共通部分の記載例

様式第二十二号の二 (第八条、第九条関係) (用紙A4)
00006

変更届出書 (第一面)

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印

該当する事項に○を付ける。
(経営管理責任者は(4))

(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者

について変更があったので届出をします。

令和 年 月 日

一 地方整備局長
北海道開発局長
東京都 知事

届出者 東京都新宿区西新宿2-8-17
東京建工株式会社
代表取締役 大森 健司

大臣 コード 東京都 項番 3513 許可番号 国土交通大臣 許可(般特-30)第09999号 平成30年04月30日

法人番号 36... 法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトで検索された画面コピーを提示

② 届出事項欄の記載例 ※変更する事項によって添付書類が異なるため注意 (P70~75)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
高号	(株)東京建設工業	東京建工(株)	元,11.30	必ず印鑑証明書を提出
営業所の所在地	千代田区丸の内3-8	新宿区西新宿2-8-17	元,11.30	P51~52の確認資料を提出
資本金	10,000千円	15,000千円	元,11.30	
役員等の氏名	山根 良寛	—	元,11.30	顧問退任
	—	山本 浩	元,11.30	相談役就任
	春日 武男	—	元,11.30	取締役退任(経)
代表者(申請人)	春日 武男	大森 健司	元,11.30	就任・退任等の別、経営業務の管理責任者(経)、専任技術者(技)を記入
経営業務の管理責任者	春日 武男	山田 努	元,11.30	
専任技術者	原田 二郎	城 真二	元,11.30	本社

複数の届出事項がある場合は、一つの書類にまとめることが可能です。(P70参照)
この時、届出事項は全て1枚の様式第22号の2にまとめて記入してください
(項目数が多い場合は複数枚可)

代表者(申請人)が同時に役員を就任・退任する場合は、役員の変更も届け出ること。

変更のあった役員等のみ。

P85、92の添付書類と確認資料を別に添付

③ 入力事項欄の記載例 ※②で変更のあった項目に対応する事項のみ記入

商号又は名称のフリガナ トウキョウケンコウ

商号又は名称 東京建工(株)

代表者又は個人の氏名のフリガナ オオモリケンジ

代表者又は個人の氏名 大森 健司

主たる営業所の所在地市区町村 東京都 新宿区

営業所の所在地・電話番号・郵便番号のいずれかでも変更があった時は、項番41~43は全て記入

郵便番号 西新宿2-8-17

資本金額又は出資総額 (千円)

連絡先 所属等 総務部 氏名 石原 太郎 電話番号

ファックス番号 会社側の担当者名前、電話番号を必ず記入すること。また、行政書士による代理申請の場合は、必ず行政書士職印を押印すること(行政書士法施行規則第9条2項及び第11条)

商号の変更があった時のみ記入

代表者の変更があった時のみ記入

原則として本店所在地を記入。登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を記入。なお、記入の際は、区市町村名に続くところから記入。また、大字・字の文字は省略し、丁目・番地・号は「ハイフン」で記入する

区市町村コード表(P55)の番号を記入

右詰めで記入

左詰めで記入し「ハイフン」でつなぐ

資本金の変更があった時のみ記入

(4) 従たる営業所の変更に係る変更届出書（第一面・二面）の記載例

① 営業所の所在地変更する場合の記載例

(第一面)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の所在地	立川市泉町1078	立川市泉町92	元.11.30	立川営業所

(第二面) ※営業所の確認資料（案内図・写真等）が必要 P51～52参照

区分 8 1 2 (2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)

大臣コード

許可番号 8 2 1 3 国土交通大臣 許可 (一般 30) 第 0 9 9 9 9 9 号 平成 3 0 年 0 4 月 3 0 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(従たる営業所)

フリガナ タチカワエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 8 4 3 5 1 3 2 0 2 10 15 20

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 1 3 2 0 2 都道府県名 東京都 市区町村名 立川市

従たる営業所の所在地 8 6 3 5 1 3 2 0 2 10 15 20

郵便番号 8 7 1 9 0 - 0 0 1 5 電話番号 0 4 2 - 5 4 3 - 4 5 6 7

② 従たる営業所を新設する場合の記載例

(第一面)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の新設	—	日野営業所	元.11.30	日野営業所
建設業法施行令第3条に規定する使用人	← P74No.11「令3条の使用人」の届出書類も必要	東京 花子	元.11.30	日野営業所
専任技術者	← P73No.14「専任技術者」の届出書類も必要	東京 花子	元.11.30	日野営業所

(第二面) ※営業所の確認資料（案内図・写真等）が必要 P51～52参照

区分 8 1 3 (2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)

大臣コード

許可番号 8 2 1 3 国土交通大臣 許可 (一般 30) 第 0 9 9 9 9 9 号 平成 3 0 年 0 4 月 3 0 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(従たる営業所)

フリガナ ヒノエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 8 4 3 5 1 3 2 1 2 10 15 20

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 1 3 2 1 2 都道府県名 東京都 市区町村名 日野市

従たる営業所の所在地 8 6 3 5 1 3 2 1 2 10 15 20

郵便番号 8 7 1 9 1 - 0 0 3 1 電話番号 0 4 2 - 5 9 9 - 9 8 7 6

営業しようとする建設業 8 8 1 土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1. 一般 2. 特定)

③従たる営業所を廃止する場合の記載例

(第一面)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の廃止	東大和営業所	—	元,11,30	東大和営業所
建設業法施行令第3条に規定する使用人	宮城 誠	—	元,11,30	東大和営業所
専任技術者	宮城 誠	—	元,11,30	東大和営業所

(注) 営業所自体を廃止する場合は、届出事項に業種廃止の詳細の記入は不要。

(第二面)

区分	項番 8 1 4	2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更			3. 従たる営業所 の新設			4. 従たる営業所 の廃止			
許可番号	項番 8 2 1 3	国土交通大臣 許可 (般 3 0)			第 0 9 9 9 9 号			許可年月日 平成 3 0 年 0 4 月 3 0 日			
◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】 (従たる営業所)											
フリガナ ヒガシヤマトエイギョウシヨ											
従たる営業所 名	8 4	東 大 和 学 業 所									
内 容	従たる営業所 の所在地 コード	8 5	東京都			日野市					
	従たる営業所 の所在地	8 6	藏 敷 1 - 2 - 3								
	営業しよう とする建設業	8 7	2 0 7 - 0 0 3 2			電話番号 0 4 2 - 5 6 3 - 3 2 1 0					
	営業しよう とする建設業	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し け 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解			(1 . 一 般) (2 . 特 定)					
	変更前	8 9	1								

④従たる営業所の名称変更の場合の記載例

(第一面)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の名称	多摩営業所	多摩支店	元,11,30	多摩支店

(第二面)

同一住所であっても、旧名の営業所を廃止（P82③）し、新名の営業所を追加（P81②）する形での処理となるため、変更届の第二面は計2枚必要となる。

⑤従たる営業所の業種追加の場合の記載例

(第一面)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の業種の追加	土木工事業	土木工事業	元.11.30	杉並営業所
業種は全業種を記載	——	造園工事業	元.11.30	杉並営業所
専任技術者	P73No.14「専任技術者」の届出書類も必要	東京 太郎	元.11.30	杉並営業所

(第二面)

区分 8 1 2 (2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)

大臣 知事コード

許可番号 8 2 1 3 国土交通大臣 知事 許可 (特 30) 第 0 9 9 9 9 号 平成 3 0 年 0 4 月 3 0 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(従たる営業所)

フリガナ スギナミエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 8 4 杉 並 学 業 所

内容

営業しようとする建設業 8 8 1

変更前 1

⑥従たる営業所の業種廃止の場合の記載例

(第一面)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の業種の廃止	建築工事業	建築工事業	元.11.30	足立営業所
業種は全業種を記載	造園工事業	——	元.11.30	足立営業所
専任技術者	田中 三郎	P73No.14「専任技術者」の届出書類も必要	元.11.30	足立営業所
専任技術者	佐藤 二郎	建設 花子	元.11.30	足立営業所

(第二面)

区分 8 1 2 (2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)

大臣 知事コード

許可番号 8 2 1 3 国土交通大臣 知事 許可 (特 30) 第 0 9 9 9 9 号 平成 3 0 年 0 4 月 3 0 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(従たる営業所)

フリガナ アダチエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 8 4 足 立 学 業 所

内容

営業しようとする建設業 8 8 1

変更前 1

⑦従たる営業所の令3条の使用人・専任技術者を変更する場合の記載例

(第一面)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
建設業法施行令第3条に規定する使用人	松尾 博	中野 忍	元.11.30	中野営業所
専任技術者	建設 花子	佐藤 二郎	元.11.30	中野営業所

(5) 経營業務の管理責任者証明書（変更） ※証明者ごとに作成してください。

様式第七号（第三条関係）

(用紙A4)

0 0 0 0 0 2

経營業務の管理

証明者が証明できる建設業の種類を記入

経営業務の管理責任者としての経験を有した期間を記入
※経験年数は、変更のあった時点まで
(注)
証明者が同一人である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を二段書きにして1枚の証明書で証明することができます。

(1) 下記の者は、(土)(建)(國) 工事業に関し、次のとおり経營業務の管理責任者としての経験を有することを証明します。

役職名等 取締役 ← 代表取締役、取締役、事業主、支配人等の役職を記入

経験年数 平成8年 4月から 30年 3月まで 満 21年 11月

証明者と被証明者との関係 役員

備考 ← 証明者が申請者以外の建設業者である場合は、許可番号、許可年月日、許可業種を記入
また、自己証明を行う場合は許可会社名または個人事業主名および自己証明理由を記入

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在職していた法人の代表者又は個人の事業主。
(注)
法人における経験を証明するに当たり、正当な理由により、この方法によることができない場合は「備考」の欄に理由を記載して、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明。その場合には証明のため実印を押印し、取締役の場合は当時の閉鎖簿本と印鑑証明書、本人の場合は印鑑証明書が必要)の証明を得ること(印鑑証明書は発行後3か月以内のもの)。個人事業主の経験を自己証明する場合は、法人での経験を本人が証明する場合に準ずる(発行後3か月以内の、本人の印鑑証明書が必要)。

令和 年 月 日

東京都新宿区西新宿2-8-17
東京建工株式会社
代表取締役 大森 建司 印

証明者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印
(注)
原則として法令様式のため印が必要。ただし、追加・般特新規・更新・変更において既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、申請者及び経營業務の管理責任者と証明者が異なる場合のみ証明者の欄の押印を省略することができる(H20.10.8 建設業法施行規則の一部を改正する省令から。提出済の証明書のコピー添付は不可)。なお、申請者の欄は新たに記載・押印してください。

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印

(2) 下記の者は、許可申請者 $\left\{ \begin{array}{l} \text{の常勤の役員} \\ \text{本} \\ \text{の支配人} \end{array} \right\}$ で建設業法第7条第1号 $\left\{ \begin{array}{l} \text{イ} \\ \text{ロ} \end{array} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

申請者が法人の場合
申請者が個人の場合
申請者が個人で支配人を置いている場合

不要なものを消す
該当しない方を消す

申請者 届出者 東京都新宿区西新宿2-8-17
東京建工株式会社
代表取締役 大森 建司 印

申請又は届出の区分 1 7 2 (1. 新規 2. 変更 3. 経營業務の管理責任者の追加 4. 経營業務の管理責任者の更新等)

変更又は追加の年月日 令和 年 月 日

変更した日付を記入

右詰めで記入
左余白は必ず「0」で埋める。
新規申請の場合は不要

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入

許可番号 1 8 1 3 国土交通大臣 許可(般-30)第099999号 平成30年04月30日

記

申請者 届出者 東京都新宿区西新宿2-8-17
東京建工株式会社
代表取締役 大森 建司 印

◎【新規・変更後・経營業務の管理責任者の追加・経營業務の管理責任者の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 ヤ マ

氏名 2 0 山 田 芳

住所 東京都大田区〇〇3-5-5

姓の最初から2字記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする。
姓と名の間は1カラム空ける。

住民票と住所が異なる場合は2段で記入する (P36参照)

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 S 3 1 年 0 4 月 1 0 日

◎【変更前】

氏名 2 1 春 日 武 男

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 S 1 4 年 1 0 月 1 0 日

備考
経營業務の管理責任者の略歴については、別紙による。

(注) 同時に「別紙一 役員等の一覧表」(P24参照)、「経營業務の管理責任者の略歴書」(P31参照)、「変更届出書」(P74参照)を提出してください。

※確認資料は「申請書類」と「別とじ」とは分けて提出してください。(P18~21参照)

経營業務の管理責任者の確認資料 (下記の資料で確認できない場合は、他の確認資料が必要になります。)	
変 更 後 の 者	<p>チェック欄</p> <p>【現在の常勤を確認するもの】 ※1と2は両方必要</p> <p><input type="checkbox"/> 1 住民票(抄本で可。<u>マイナンバーの記載のない発行後3か月以内のもの</u>。本籍地の記載不要) 遠隔地(通勤時間がおおむね片道2時間以上)の場合は、常勤性を確認できる資料が必要です。 また、居所が住民票と異なる場合にも、賃貸借契約書等の現住所を確認できる資料が必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> 2 健康保険被保険者証の写し(社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証)</p> <p><input type="checkbox"/> 3 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤性を確認するため、2に加えて以下の順でいずれかの資料が必要です。なお、必要に応じ補充資料を求める場合があります。</p> <p>ア 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し <u>(原本提示)</u></p> <p>イ 住民税特別徴収税額通知書(徴収義務者用)の写し <u>(原本提示)</u></p> <p>ウ 確定申告書 } 法人においては、表紙と役員報酬明細の写し <u>(原本提示)</u> (受付印押印のもの) } 個人においては、第一表と第二表の写し <u>(原本提示)</u></p> <p>※さらに、その他の書類も併せて提出していただくことがあります。</p> <p>エ 健康保険組合等の資格証明書の原本</p> <p>オ その他、常勤が確認できるもの(例:工事台帳や日報等毎日業務していることが分かるもの)</p> <p>※ なお、出向の場合は、出向条件等について整理した協定書及びその確認資料など、当該出向者の常勤性を確認できる資料が必要です。</p> <p>【過去の経営経験を証明するもの】</p> <p><input type="checkbox"/> 4 経験年数を証明するもの</p> <p>ア 法人の役員(P8参照)にあつては、証明に必要な期間、その者が役員であったことを示す登記事項証明書(「役員に関する事項」のわかる履歴事項証明書、閉鎖事項証明書)</p> <p>※インターネット「登記情報サービス」から提供する登記情報を印刷したものは、認証文、公印等が付加されていないので不可とします。</p> <p>イ 建設業法施行令第3条に規定する使用人にあつては、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書の写し <u>(原本提示)</u> (P49 注1)</p> <p>ウ 個人にあつては、確定申告書の第一表と第二表の写し <u>(原本提示)</u> (受付印押印のもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 5 法第7条第1号イ又はロの期間を証明するものとして次のいずれか</p> <p>ア 建設業許可通知書の写し(自社での経験の場合、提出が省略できる場合もあります)</p> <p>イ 業務内容が明確に分かる工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等の写し <u>(期間通年分の原本提示)</u> (P49 注2)</p> <p>※請求書、押印のない工事請書、原本が電子データやFAXで送付された注文書等には、入金が確認できる資料 <u>(原本提示)</u> が必要です(その際、請求書と入金確認資料の写しをセットにしてお持ちください)。</p> <p>ウ 大臣特認の場合はその認定証の写し <u>(原本提示)</u></p>
変 更 前 の 者	<p>変更後の者と変更前の者との間で、その在職が継続されていなければなりません。変更時点での常勤性を証明するものとして以下のものが必要です(令3条の使用人の変更時もこれに準じます)。</p> <p><input type="checkbox"/> 1 変更前の者が在職していれば、健康保険被保険者証の写し(社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証)。変更前の者が退職等していれば、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届の写し(国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証の場合はその写し)</p> <p><input type="checkbox"/> 2 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤性を確認するため、1に加えて上記の3のア～オの順でいずれかの資料が必要となります。</p> <p>なお、出向の場合は別途確認資料が必要です(上記参照)。</p>

(6) 専任技術者証明書 (変更) ※P88の「共通の注意事項」も必ずご参照ください

様式第八号 (第三条関係) (用紙A4)

00003

記載する専任技術者の担当する建設業種が、
一般建設業のみ: 下段を消す
特定建設業のみ: 上段を消す
般・特の両方に該当する場合: 消さない

専任技術者証明書 (新規・変更)

(1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いてい

(2) 下記のとおり、専任の技術者

「削除」の場合は(2) それ以外は(1)に丸をする

「申請者」を消す

令和 年 月 日

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印

申請者 届出者 東京都新宿区西新宿2-8-17 東京建工株式会社 代表取締役 大森 建司 印

1. 新規許可 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち、最も古い許可日を記入
また、右詰めで記入し、左余白は必ず「0」で埋める

平成 30 年 04 月 30 日

許可番号 東京都知事 許可 (般-30) 第 0999999 号

【技術者欄】
最大3名まで記載可能だが、上記の区分の項番61が同一の者に限られる
(例) 交代である場合、項番61は前任者は「3」、後任者は「4」で作成する必要があるため、本様式は2枚必要となる
※このように専任技術者の交代パターンによって、本様式の必要枚数・書き方が変わるため、具体的な交代パターン例についてP91を参照

氏名 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 年 月 日

板ガ塗防内機絶通園井具水消清解

今後担当する建設工事の種類 項番 6 4

現在担当している建設工事の種類 項番 1 2 3 4

有資格区分 項番 6 5 3 5 7 9

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

専任技術者の住所 営業所の名称 (新所属)

技術者欄の記入例につき、パターン別にP87~88、91参照

(フリガナ)

氏名 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 年 月 日

土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解

今後担当する建設工事の種類 項番 6 4

現在担当している建設工事の種類 項番 1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分 項番 6 5 3 5 7 9 11 13 15 17

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

専任技術者の住所 営業所の名称 (旧所属) 営業所の名称 (新所属)

(フリガナ)

氏名 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 年 月 日

土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解

今後担当する建設工事の種類 項番 6 4

現在担当している建設工事の種類 項番 1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分 項番 6 5 3 5 7 9 11 13 15 17

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

専任技術者の住所 営業所の名称 (旧所属) 営業所の名称 (新所属)

①専任技術者の交替で、追加する方の技術者（後任者）について [項番61は「3」]

姓の最初から2字記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする。フリガナ (フリガナ) 姓と名の間は1カラム空ける。 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 6 3 ジョウ 城 真 二 生年月日 15 3 3 年 18 0 9 月 20 0 1 日

この技術者が今後担当する業種のみ記入 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し け 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類 6 4 7 現在担当している建設工事の種類

有資格区分 1 2 3 4 5 6 5 3 7

変更、追加、削除の年月日 令和 元年 11 月 30 日

専任技術者の住所 埼玉県浦和市〇〇3-15

営業所の名称 (旧所属) 営業所の名称 (新所属) 本社

氏名について、国家資格等、卒業資格がある場合は、資格認定証明書、卒業証明書の字で記入。実務経験のみの場合は住民票の字(ただし、経營業務の管理責任者を兼ねている場合で登記されていれば、その登記簿謄本の字)で記入

P55の「建設業の種類・有資格区分のコード番号表」P58~61・66の「資格・免許及びコード番号表」を参考に、該当する番号を記入 ※専任技術者一覧表(P25)と同じ番号となります

実際に専任技術者の変更等を行った日を記入

住民票と住所が異なる場合は2段書きで記入(P36参照)

新所属のみ記入

②専任技術者の交替で、削除する方の技術者（前任者）について [項番61は「4」]

姓の最初から2字記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする。フリガナ (フリガナ) 姓と名の間は1カラム空ける。 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 6 3 ハラ 原 田 二 郎 生年月日 15 2 4 年 18 0 5 月 20 0 0 日

この技術者が変更時点で担当していた業種について記入 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し け 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類 6 4 現在担当している建設工事の種類 4

有資格区分 1 2 3 4 5 6 5 0 2

変更、追加、削除の年月日 令和 元年 11 月 30 日

専任技術者の住所 東京都港区〇〇2-4-4

営業所の名称 (旧所属) 営業所の名称 (新所属) 本社

氏名について、国家資格等、卒業資格がある場合は、資格認定証明書、卒業証明書の字で記入。実務経験のみの場合は住民票の字(ただし、経營業務の管理責任者を兼ねている場合で登記されていれば、その登記簿謄本の字)で記入

P55の「建設業の種類・有資格区分のコード番号表」P58~61・66の「資格・免許及びコード番号表」を参考に、該当する番号を記入 ※専任技術者一覧表(P25)と同じ番号となります

実際に専任技術者の変更等を行った日を記入

住民票と住所が異なる場合は2段書きで記入(P36参照)

旧所属のみ記入

(注)「後任者」がない場合は、本様式ではなく、様式第二十二号の三(届出書)を使用してください(P90)。また、この場合は「一部廃業(P75、89)」か「営業所の廃止/業種廃止(従たる営業所)(P72)」の届出も同時に必要となります。

③専任技術者の担当業種又は有資格区分を変更する場合(解体みなしの資格区分変更例)

(第一面)

変更前・変更後の者について同一人を記入する。変更日は、新たな資格等の要件を満たした以降の日付とする。 変更する資格区分・または担当業種について備考欄に詳細を記入する。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者	東京 太郎	東京 太郎	元、11.30	2A → 20

(様式第8号)

姓の最初から2字記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする。フリガナ (フリガナ) 姓と名の間は1カラム空ける。 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 6 3 トウ 東 京 太 郎 生年月日 15 3 9 年 18 1 0 月 20 1 0 日

「今後担当する建設工事の種類」及び「現在担当している建設工事の種類」の両方記入 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し け 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類 6 4 7 現在担当している建設工事の種類 7

有資格区分 1 2 3 4 5 6 5 1 3 2 0

令和 元年 11 月 30 日

専任技術者の住所 東京都新宿区〇〇××

営業所の名称 (旧所属) 営業所の名称 (新所属) 本社

変更後の有資格区分について、P55の「建設業の種類・有資格区分のコード番号表」P58~61・66の「資格・免許及びコード番号表」を参考に、該当する番号を記入 ※専任技術者一覧表(P25)と同じ番号となります

現在担当している業種のある専任技術者であるため、新所属と旧所属の両方に記載

実際に専任技術者の変更等を行った日を記入

住民票と住所が異なる場合は2段書きで記入(P36参照)

既に他の業種の専任技術者となっている者を、別の許可業種の専任技術者とする場合でも、この技術者の【今後担当する建設工事の種類】【有資格区分】の欄には「現在担当している業種」と「今後担当する業種」及びそれに係る資格を記入する必要があります。ただし、この場合の資格を証する書面(修業(卒業)証明書・資格認定証明書・実務経験証明書・指導監督の実務経験証明書等)の添付は、「今後担当する業種」の分を添付してください(資格証等の場合、原本確認が必要)。

④専任技術者が置かれている営業所のみを変更する場合

姓の最初から2字記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする。		フリガナ		(フリガナ)		姓と名の間は1カラム空ける。		元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕	
氏名	6	3	ケ	ン	建設	花	子	15	4
専任となっている業種の資格コードのみを記入し、他に資格があっても記入しない。	6		4	しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解		18		0	6
今後担当する建設工事の種類	6	4	4			20			
現在担当している建設工事の種類	6	4	4			25			
担当する営業所が変更した日を記入	1	2	3	4	5	6	7	8	
有資格区分	6	5	0	2					
変更、追加又は削除の年月日	令和		元年		11月		30日		
専任技術者の住所	東京都		渋谷区		○○		××		
営業所の名称(旧所属)									中野営業所
営業所の名称(新所属)									足立営業所

※共通の注意事項

- P91の作成具体例・留意事項を必ず御覧ください。
- 専任技術者の証明には、本様式の他に**確認資料(P92参照)**も必要となります。
- 以下の資格については、実務経験証明書(P40参照)の添付が必要です。
 - 「第2種電気工事士」—— 免状交付後〔3年〕
 - 「電気主任技術者」—— 免状交付後〔5年〕
 - 「電気通信主任技術者」—— 資格者証交付後〔5年〕
 - 「地すべり防止工事士」—— 登録後〔1年〕
 - 「建築設備士」—— 資格取得後〔1年〕
 - 「1級計装士」—— 合格後〔1年〕
 - 「給水装置工事主任技術者」—— 免状交付後〔1年〕
 - 「技能検定2級合格者」—— 合格後〔3年〕(平成15年3月31日以前は〔1年〕)
 - 「解体工事業の資格によるみなし技術者」—— 資格及びその合格年度により、必要な実務経験の年数が変わるため、P64、P66、P67を参照
- 特定建設業では、指定建設業〔(土)(建)(電)(管)(鋼)(舗)(園)〕の専任技術者に登録できる者は〔1級の国家資格者・1級の技術士の資格者〕又は〔大臣特認〕の者のみです。
(P11(2)カ参照)
※実務経験のみの者は不可

(8) 届出書

様式第二十二号の三 (第十条の二関係)

(用紙A4)
00008

届 出 書

該当箇所に○をつけてください

下記のとおりに、

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
- (2) 経営業務の管理責任者を削除した
- (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
- (4) 専任の技術者を削除した**
- (5) 欠格要件に該当するに至った

ので届出をします。

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印

令和 年 月 日

一地方整備局長
北海道開発局長
東京都 知事 殿

届出者 東京都新宿区西新宿2-8-17
東京建工株式会社
代表取締役 大森 建司 印

東京都 知事 殿

項番 3

許可番号 5 1

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち、最も古い許可日を記入。また、右詰めで記入し、左余白は必ず「0」で埋める。

国土交通大臣 許可 (一般) 第 0000000000 号 平成 00 年 00 月 00 日

該当するものに○を付ける。

氏 名 5 2

許可を受けている一部の業種を廃業した場合又は営業所の廃止に伴い専任技術者を削除した場合は、(4)を囲んで届け出る。

元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M] 生年月日 00 年 00 月 00 日

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者〕を満たさなくなった場合

(2) 経営業務の管理責任者を削除した場合

(3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合

(4) 専任の技術者を削除した場合

元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M] 生年月日 00 年 00 月 00 日

氏 名 5 3 金子 秋次

営業所の名称 東京建工株式会社 建設工種の種類 (土) (園)

(中略)

(5) 建設業法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合
具体的事由

(注1) 専任技術者の後任者が不在の場合に当様式を使用します。後任者がいる場合は、様式第八号 (P86~88) を使用します。

(注2) 一部廃業届の作成についてはP75、P89を参照してください。

(9) 専任技術者証明書（変更）等の作成具体例

許可を受けている業種について、現在の専任技術者を、新たな者に交代する場合

交代パターン		専任技術者（様式8号）の作成枚数	
例①	Aさん（建）（内） → Bさん（建）（内）	Aさん ⇒ 「4」 : 交代に伴う削除 …1枚 Bさん ⇒ 「3」 : 交代に伴う追加 …1枚	計2枚
例②	Aさん（建）（内） → Bさん（建） Cさん（内）	Aさん ⇒ 「4」 : 交代に伴う削除 …1枚 Bさん ⇒ 「3」 : 交代に伴う追加 …1枚 Cさん ⇒ 「3」 : 交代に伴う追加 …1枚	計2枚
例③	Bさん（建） Cさん（内） → Aさん（建）（内）	Aさん ⇒ 「3」 : 交代に伴う追加 …1枚 Bさん ⇒ 「4」 : 交代に伴う削除 …1枚 Cさん ⇒ 「4」 : 交代に伴う削除 …1枚	計2枚

許可を受けている建設業について現在登録されている専任技術者の有資格区分に変更があった場合

交代パターン		専任技術者（様式8号）の作成枚数	
例④	Aさん（建）（内） [2級建築士] → Aさん（建）（内） [1級建築士]	Aさん ⇒ 「2」 : 資格区分の変更 1枚	計1枚

※この場合、Aさんの新たな資格が実務経験を証明するものでない場合は、常勤性の確認資料（住民票、保険証）は不要
実務経験を証明するものである場合、その期間の在籍証明及び現在の常勤証明（保険証）が必要となる（詳細はP92参照）

許可を受けている建設業について現在登録されている専任技術者の担当業種に変更があった場合

交代パターン		専任技術者（様式8号）の作成枚数	
例⑤	Aさん（建） → Aさん（建）（内） Bさん（内）	Aさん ⇒ 「2」 : 担当業種の変更 …1枚 Bさん ⇒ 「4」 : 交代に伴う削除 …1枚	計2枚
例⑥	Aさん（建）（内） → Aさん（建） Bさん（内）	Aさん ⇒ 「2」 : 担当業種の変更 …1枚 Bさん ⇒ 「3」 : 交代に伴う追加 …1枚	計2枚

婚姻等により、氏名に変更があった場合 ※同一人物ですが、交代と同様に取り扱います

交代パターン		専任技術者（様式8号）の作成枚数	
例⑦	東京 花子 [変更前の氏名] → 新宿 花子 [変更後の氏名]	東京 花子 ⇒ 「4」 : 交代に伴う削除 …1枚 新宿 花子 ⇒ 「3」 : 交代に伴う追加 …1枚	計2枚

許可を受けている建設業について現在証明されている専任技術者が置かれる営業所のみに変更があった場合

交代パターン		専任技術者（様式8号）の作成枚数	
例⑧	【本社】 Aさん（建）（内） → 【本社】 Cさん（建）（内）	Aさん ⇒ 「5」 : 営業所のみ変更 …1枚 Bさん ⇒ 「4」 : 交代に伴う削除 …1枚	計3枚
	【甲営業所】 Bさん（建）（内） → 【甲営業所】 Aさん（建）（内）	Cさん ⇒ 「3」 : 交代に伴う追加 …1枚	

営業所の業種廃止があった場合（一部廃業の場合も同様）

交代パターン		専任技術者（様式8号）の作成枚数	
例⑨	【甲営業所】 Aさん（建）（内） → 【甲営業所】 Aさん（建）	Aさん ⇒ 「2」 : 担当業種の変更 1枚	計1枚
例⑩	【甲営業所】 Aさん（建）（内） → 【甲営業所】 Bさん（建）	Aさん ⇒ 「4」 : 交代に伴う削除 …1枚 Bさん ⇒ 「3」 : 交代に伴う追加 …1枚	計2枚
例⑪	【甲営業所】 Aさん（建） → 【甲営業所】 Aさん（建） Bさん（内）	Aさん ⇒ 処理不要 …0枚 Bさん ⇒ 様式第8号は使用しない …0枚 ※Bさんにつき、後任者がいないため様式22の3号(P90)を使用	計0枚
例⑫	【甲営業所】 Aさん（建） → 【甲営業所】 Aさん（建）（と） Bさん（と）（内）	Aさん ⇒ 「2」 : 担当業種の変更 …1枚 Bさん ⇒ 「4」 : 交代に伴う削除 …1枚 ※Bさんにつき、Aさんが後任者となるため、様式8号を使用	計2枚

■作成上の留意事項

- 専任技術者証明書(変更)は、項番61の区別ごとにそれぞれ作成してください。項番61の該当区分については、P86の記入例をご確認ください。
- 項番61「4」（交替に伴う削除）の該当となる者を届け出る場合は、新たに専任の技術者となる者を項番61「2」（担当業種又は有資格区分の変更）又は項番61「3」（専任技術者の追加）に該当する者として、同時に届け出ることが必要となります。
- 許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止等に伴い専任技術者を削除する場合は、届出書（様式第二十二号の三）（P90）を用いて届け出てください。

※確認資料は「申請書類」と「別とじ」とは分けて提出してください。(P16～21参照)

専任技術者の確認資料	
チェック欄 変 更 の 後 の 者	<p>【現在の常勤を確認するもの】 ※1と2は両方必要</p> <p><input type="checkbox"/> 1 住民票(抄本で可。マイナンバーの記載のない発行後3か月以内のもの。本籍地の記載不要) 遠隔地(通勤時間がおおむね片道2時間以上)の場合は、常勤性を確認できる資料が必要です。また、居所が住民票と異なる場合にも、賃貸借契約書等の現住所を確認できる資料が必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> 2 健康保険被保険者証の写し(社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証)</p> <p><input type="checkbox"/> 3 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤性を確認するため、2に加えて以下の順でいずれかの資料が必要です。なお、必要に応じ補充資料を求める場合があります。</p> <p>ア 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し <u>(原本提示)</u></p> <p>イ 住民税特別徴収税額通知書(徴収義務者用)の写し <u>(原本提示)</u></p> <p>ウ 確定申告書 } 法人(役員に限る。)では、表紙と役員報酬明細の写し <u>(原本提示)</u> (受付印押印のもの) } 個人においては、第一表と第二表の写し <u>(原本提示)</u></p> <p>※さらに、その他の書類も併せて提出していただくことがあります。</p> <p>エ 健康保険組合等の資格証明書の原本</p> <p>オ その他、常勤が確認できるもの(例:工事台帳や日報等毎日業務していることが分かるもの)</p> <p>※ なお、出向の場合は、出向条件等について整理した協定書及びその確認資料など、当該出向者の常勤性を確認できる資料が必要です。</p> <p>【技術者としての要件を確認するもの】</p> <p><input type="checkbox"/> 4 法第7条又は第15条の第2号イ、ロ又はハの要件を証明するもの</p> <p>※以下、ア～エのいずれか</p> <p>※書類のとじ方についてはP16～21参照</p> <p>(ア～ウは「別とじ」に、エ～オは「確認資料」にとじる)</p> <p>ア 技術者の要件が国家資格者等の場合は、その合格証・免許証等の写し <u>(原本提示)</u> ※P58～61、P66の「資格・免許及びコード番号表」を参照(一部資格はエを伴う)</p> <p>イ 技術者の要件が監理技術者(P49参照)である場合は、監理技術者資格者証の写し <u>(原本提示)</u></p> <p>ウ 技術者の要件が大臣特認の場合は、その認定証の写し <u>(原本提示)</u></p> <p>エ 技術者の要件が実務経験(様式第9号の記載法はP40参照)の場合は、</p> <p>①実務経験の内容を確認できるものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明者が建設業許可を有している(いた)場合……建設業許可申請書及び変更届出書の写し <u>(原本提示)</u>(自社での実務経験など、提出が省略できる場合もあります) ・証明者が建設業許可を有していない場合……業種内容が明確に分かる工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等の写し <u>(期間通年分の原本提示)</u>(P49 注2) <p>※請求書、押印のない工事請書、原本が電子データやFAXで送付された注文書等には、入金の確認できる資料 <u>(原本提示)</u> が必要です(その際、請求書と入金確認資料の写しをセットにしてお持ちください)。</p> <p>②実務経験証明期間の常勤(又は営業)を確認できるものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険被保険者証の写し(事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。) ・厚生年金被保険者記録照会回答票(事業所名が記載されていること)の原本 ・住民税特別徴収税額通知書の写し <u>(期間分ー原本提示)</u> ・確定申告書 } 法人(役員に限る。)では、表紙と役員報酬明細の写し <u>(期間分ー原本提示)</u> (受付印押印のもの) } 個人においては、第一表と第二表の写し <u>(期間分ー原本提示)</u> ・その他(出向等の場合は期間分の協定書と確認資料等が必要) <p>オ 指導監督的実務経験の場合は、P50の確認資料参照(様式第10号の記入方法はP41参照)</p>
変 更 前 の 者	<p>変更後の者と変更前の者との間で、その在職が継続されていなければなりません。変更時点での常勤性を証明するものとして以下のものが必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> 1 変更前の者が在職していれば、健康保険被保険者証の写し(社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証)。変更前の者が退職等していれば、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届の写し(国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証の場合はその写し)</p> <p><input type="checkbox"/> 2 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤性を確認するため、1に加えて上記の3のア～エの順でいずれかの資料が必要となります。</p> <p>なお、出向の場合は別途確認資料が必要です(上記参照)。</p>